

原規規発第 2104289 号
令和 3 年 4 月 28 日

東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守 殿

原子力規制委員会

東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所原子炉（東芝臨界実験装置）NCA施設保安規定の変更の認可について

令和3年4月2日付け東総第R02-028号をもって申請（令和3年4月19日付け東総第R03-002号をもって一部補正）があった標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項の規定に基づき認可します。